

東美濃歴史街道協議会ウェブサイトリニューアル業務仕様書

1. 業務名

東美濃歴史街道協議会ウェブサイトリニューアル業務

2. 東美濃歴史街道協議会ウェブサイトの現状

東美濃歴史街道協議会ウェブサイトは、高度化・多様化する閲覧者のニーズやアクセシビリティへの対応が求められるなか、管理・運用が困難な状況となっている。

また、カテゴリ分類やリンク・ナビゲーションなど適切に管理されておらず、閲覧者から「情報が点在し、必要な情報にたどり着けない」「情報更新が遅い」「古い情報がいつまでも掲載されている」など、さまざまな意見が寄せられており、サイト構成やシステム的な問題への対応も求められている。

さらには、ニーズを把握、閲覧者に対して興味や関心、親しみを持っていただけるコンテンツの不足、新しいソーシャルメディアへの対応も課題となっている。

3. 基本理念（目指すホームページ像）

東美濃歴史街道協議会ウェブサイトの現状をふまえ、以下の基本理念に則りリニューアルすること。

- (1) ターゲットを明確にし、目的の情報に即座にたどり着くことができるサイト構成・デザイン
- (2) 東美濃地域のブランドイメージを適切に伝えられるデザイン
- (3) 分かりやすく、質・量ともに満足できるサイト

4. 基本方針

本業務は、現行サイトの調査・分析、CMS の導入構築、デザインやテンプレートの作成、各種マニュアルやガイドラインの作成、CMS 操作研修の実施、リニューアルに伴う総合的なコンサルティングを行うものである。

- (1) 現行サイトの問題・弱点の抽出と改善

現行サイトの分析や既存コンテンツの見直しを行い、改善策と新たなコンテンツや機能の追加を提案すること。

- (2) 閲覧者が目的の情報に即座にたどり着くための機能

カテゴリ分類、ジャンル、メニューなどで構成するナビゲーションやデザインだけに頼らず、即座に目的の情報にたどり着くための検索機能を強化したサイト構成・デザインを提案すること。

- (3) ブランドイメージと地域セールス力の向上

「東美濃らしさ」を調査・分析し、ブランドイメージの向上、地域セールス力の向上につながるようなデザイン、機能、サイト設計を提案すること。

(4) 作業効率の向上

記事の作成について、専門知識や技術を持たない職員でも、容易に作成及び編集可能な CMS の導入と運用ガイドラインの整備を行うこと。

また、リンク切れ、過剰な羅列、知らせたい情報への誘導効果等、サイトの品質の維持・向上を図ることができる提案を行うこと。

(5) 拡張性と柔軟性に対応した保守運用形態

運用開始後にバージョンアップなどによる機能向上やサイトの構成変更などを柔軟に行えらるとともに、将来的なシステムの拡張性を考慮すること。

5. 業務の範囲

本業務では、課題などを解決することを目的に、CMS の導入・構築、サイト構成の検討やデザイン作成、職員の CMS 操作研修、総合的なコンサルティングといったシステム更新にかかわる全般的な業務を行うこと。

項目は以下とおりである。

- (1) 現行サイトの調査・分析と問題箇所・弱点の抽出
- (2) 問題箇所・弱点の改善（デザイン、カテゴリ再分類などのサイト設計、アクセシビリティ対策、SEO 対策）
- (3) CMS の導入及びサービス提供（環境構築含む。）
- (4) ページテンプレートの設計・制作
- (5) 新規コンテンツの作成
- (6) 現行サイトから新システムへのデータ移行
（現行サイトへのログイン ID を発行し、データ提供する）
- (7) 各種マニュアル、各種ガイドラインなど、ドキュメント類の作成
- (8) CMS 操作研修の実施
- (9) コンサルティング
- (10) 別事業にて作成するおすすめコースの掲載
- (11) サーバの提供と現行ドメインの管理

なお、本業務の詳細は企画提案内容に基づき、本市と協議の上決定することとする。

6. 業務期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

7. 組織体制等

本業務の効果的運営のため、事業責任者を置き、指示系統を明確にすること。

8. 業務の実効性確保

- (1) 本業務の実施に関して、東美濃歴史街道協議会の指示に誠意をもって適正に対応するとともに、業務の円滑な実施に努めること。
- (2) 受注者は企画提案内容に基づき、東美濃歴史街道協議会と綿密な打ち合わせ、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、本業務を適正に執行すること。
- (3) 受注者は本事業の実施に当たり、適宜受注した事業を明示して行うこと。

9. 成果物

成果物は、期限内に次のものを提出すること。

- (1) 各種活動実績報告書、打ち合わせ資料、実施スケジュールを実施の都度、速やかに提出すること。
- (2) 事業終了後は、速やかに上記(1)をまとめた最終的な各活動実績報告書及び企画書を提出すること。
- (3) その他東美濃歴史街道協議会が必要とするもの

10. 守秘義務

- (1) 受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、恵那市個人情報保護条例（平成 16 年 10 月 25 日恵那市条例第 15 号）を遵守しなければならない。